

対象年度		令和 4年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		資源物分別収集事業						予算事業名		資源物分別収集事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令				
				04	02	02	20	経常経費	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律				
総合計画体系		住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 地球環境にやさしいまちづくり 循環型社会の形成						事業の区分		主要事業			
								事業の区分		生活環境課			
				担当課係等		生活環境係							
事業期間		継続 (平成 7年度～令和 6年度)											
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
・市民が適切な資源物分別排出を行い、限りある資源の有効活用及び減量化を図る。 ・「生産→消費→廃棄」といった一方通行の社会から、持続可能な循環型社会への転換を図る。							平成7年の容器包装リサイクル法の制定に先駆け開始した。						
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】							【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】						
・各自治会に資源物集積所設置の調整 ・集積所に出された資源物の収集体制の構築 ・リサイクルルート確立 ・分別説明会等の開催 ・結城市資源物リサイクルステーションの管理 ・資源物の売却益の、各自治会への還元							市民、自治会等						
							【事業をとりまく環境の変化】						
							・区画整理実施地区等において、集積所用地を確保できなくなりつつある。 ・市民の高齢化等により当番ができない、集積所まで持っていけない等の相談がある。 ・収集量の減少及び売却単価の引き下げにより、売却益が減少している。これにより、各自治会への還元金も減少している。						
【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】					
・各自治会に資源物集積所設置の調整 ・集積所に出された資源物収集体制構築 ・リサイクルルート確立 ・分別説明会等の開催 ・資源物リサイクルステーションの新規設置・管理 ・資源物の売却益の、各自治会への還元				・各自治会に資源物集積所設置の調整 ・集積所に出された資源物収集体制構築 ・リサイクルルート確立 ・分別説明会等の開催 ・資源物リサイクルステーションの管理 ・資源物の売却益の、各自治会への還元				・各自治会に資源物集積所設置の調整 ・集積所に出された資源物収集体制構築 ・リサイクルルート確立 ・分別説明会等の開催 ・資源物リサイクルステーションの管理 ・資源物の売却益の、各自治会への還元					
■事業費													
				R02年度		R03年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	6,724	5,593						
	一		般	財	源	40,952	44,002						
歳入計 (千円)				47,676		49,595							
歳 出 内 訳	節 (番号 + 名称)			金額 (千円)		金額 (千円)							
	07	報償費		3,315		2,911							
	10	需用費		1,010		1,119							
	11	役務費		0		14							
	12	委託料		42,804		44,912							
	13	使用料及び賃借料		547		548							
	14	工事請負費		0		91							
歳出計 (千円) (A)				47,676		49,595							
伸び率 (%)						4.02							
備考	総合計画 77ページ 予算書 113ページ 環境基金積立金に3,320千円												

令和 2年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R02年度	R03年度	R04年度
活動 指標	収集委託契約（収集体制）	件	目標	1.00	1.00	1.00
	資源物の収集体制を確保する。		実績	1.00	0.00	0.00
	分別説明会（出前講座等）	回	目標	10.00	10.00	10.00
			実績	10.00	0.00	0.00
成果 指標	資源物収集回数	回	目標	56.00	56.00	56.00
	年間収集回数		実績	56.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法により、市が積極的に取り組まなければならないものと位置付けられている。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法により、市が積極的に取り組まなければならないものと位置付けられている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	一定の成果は得られているが、年々資源物収集量は減少している。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	収集は、市内全域を対象としており、また、結城市資源物リサイクルステーションを設置し、地域の資源物に出せない方でも出すことができるよう配慮している。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	資源物の分別収集としては一般的であり、一定の効果は得られている。
進捗度	事業の進捗	C 遅れている	資源物率としては悪化しているが、一定の成果は得られている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
・市民の排出先として、スーパーマーケット等の店頭回収及び新聞販売店による古紙回収など、市の分別収集以外の排出先がある。 ・高齢者より「集積所まで出すことができない」「かご出し当番ができない」等の相談がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
・分別排出については、一部ごみとして出されている資源物もある。そのため、市広報紙や説明会等により市民に周知を図る。 ・高齢者の支援については、関係課と調整していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 資源物の分別について、広報紙等への掲載及び環境衛生推進員への周知を行うことで、市民への意識づけを図る。迅速で安全な収集及び取り残しが無いよう委託業者との連絡を密にし、安全喚起、指導を行う。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	